

## 栃木県遠隔手話通訳サービス利用規約

栃木県遠隔手話通訳サービスは、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者は、利用条件に同意したものとします。

### 1 サービスの目的

新型コロナウイルス感染等により、聴覚に障害のある方が医療機関への受診等に際して、手話通訳者の同行が困難な状況があることから、感染予防対策としても遠隔で手話通訳を行い、意思疎通を図ることを目的としています。

### 2 サービスの実施主体

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 とちぎ視聴覚障害者情報センター

### 3 サービスの提供

#### (1) サービスの受付時間

月～土（祝日を除く）の午前9時～午後5時までとします。

※祝日が土曜日の場合に対応できます。

#### (2) 手話通訳者

手話通訳は、栃木県登録派遣手話通訳者が対応します。

### 4 サービスの内容等

#### (1) サービスの内容

このサービスは、聴覚に障害のある方とビデオ通話機能を利用して、手話通訳者との通話を提供するものです。

#### (2) サービスの提供条件

次にあげる内容を対象とします。

①新型コロナウイルス感染症等または疑いにより、対面での手話通訳が困難である場合。

②その他、必要と認められたもの。

### 5 サービスの利用対象者

栃木県内に在住する聴覚に障害のある方。

### 6 サービスの申請方法

サービスを利用する場合は、事前に申請書（別紙様式）の提出が必要になります。

希望する方は、居住の自治体の派遣申請窓口を通して当センターへ申請を行ってください。

## 7 サービスの利用料

聴覚障害者個人の利用料負担はありません。ただし、サービスに必要なタブレット・スマートフォン等の通信料は、利用者負担となります。

サービス利用料の請求等は、通訳終了後に自治体と情報センターで行います。

## 8 サービスに利用するソフトウェア

サービスに利用するソフトウェアは、無料で使用することができる LINE または Skype (iPhone 利用者は FaceTime) のいずれか一つを利用するものとし、利用者は自分でそれらが使用できる環境を整えるものとします。

## 9 個人情報の取り扱い

- ・申請により知り得た個人情報は、遠隔手話通訳サービス以外に使用することはありません。
- ・遠隔手話通訳サービスに必要な通話は、このサービスの利用期間のみの使用といたします。サービス終了後は、通話に使用した ID、アドレス等は削除をお願いいたします。

## 10 その他

このサービスは、モバイル通信（いわゆる4G・LTE通信）等を利用するため、通信状況によってはサービスの提供ができない場合があります。また、直近での申請の場合はサービスの提供ができない場合もあります。その他、自然災害等何らかの事情によりサービスが提供できない場合でも責任は負いません。

附則 この規約は令和4年2月1日から実施する。